

人材紹介サービス依頼書

甲： 会社名：
住 所：
連絡先：
乙： 会社名：一心株式会社
住 所：神奈川県横浜市中区麦田町 2-61 タウンコート山手第二 101 号室
連絡先：045-414-5792

_____（以下「甲」という）と、一心株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり人材紹介基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（依頼業務内容）

甲は乙に対して、甲より乙に明示された求人条件に該当すると思われる人材（以下「候補者」という）を乙が甲に紹介すること、及び当該候補者に関する面接・選考等、入社に至るまでのコンサルティングを行う業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条（人材紹介手数料の発生）

1. 乙が甲に紹介した候補者を甲が採用し入社に至り当該候補者が実際に入社日に就業開始（以下「入社」という）したことを確認できた場合、甲は乙に人材紹介手数料を支払う。但し、乙が当該候補者を甲に紹介した日から 1 年以上経過した後に当該候補者が甲に入社した場合、及び乙の紹介による応募より先に、他の手段により当該候補者から応募があった場合は人材紹介手数料の対象外とする。
2. 人材紹介手数料：

地域	給与範囲	料率	保証期間(本契約第 4 条参照)	最低料金
日本	制限なし	35%	3 ヶ月	150 万円

3. 総年収とは、甲が初年度に従業員に支払う税込年間収入総額を指し、すべての給与増加の約束（試用期間前、後）、手当（現金手当または精算方式で現金化される手当を含む。例：住宅手当、役職/家族/食事補助等）、コミッション、賞与及びその他の福利厚生を含む。候補者の固定給以外の収入が、採用通知書(OFFER LETTER)または労働契約において具体的な金額を明記できない場合、年収の計算基準は次の通りとする：年収＝当該候補者の試用期間満了後の税込月給×14ヶ月。税込月給には基本給、業績賞与、固定手当等を含む。
4. 甲は乙から紹介を受けた候補者が入社したときは速やかに乙に対して通知する。乙は候補者の入社後、人材紹介手数料を算出の上、請求書を作成し、候補者の入社日の属する月の翌月3営業日までに甲に送付する。
5. 乙による候補者の紹介より先に、当該候補者から他の手段にて甲に応募があった場合は原則先の応募が優先されるものとする。
6. 現地規定に基づき別途発生する10%の消費税は甲が負担する。

第3条（人材紹介手数料の支払い）

甲は乙に対して、前条に基づく人材紹介手数料を、乙より請求書を受領した月の翌月末日までに、乙の別途指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとし、当該支払日が金融機関の休日の場合には、休日の前営業日に支払う。なお、支払にかかわる振込手数料等は甲の負担とする。

第4条（短期退職の場合の返金）

1. 乙の紹介により甲に入社した候補者が、自己都合により退職した場合又は以下の事項により甲が労働契約を解除した場合：
 - 1) 甲の規則制度に著しく違反した場合；
 - 2) 重大な過失、私利私欲行為により、甲に重大な損害を与えた場合；
 - 3) 労働者が他社と同時に労働関係を結び、甲の仕事の達成に重大な影響を与え、または会社か

- ら指摘を受けても改めない場合；
- 4) 刑事責任を追及された場合。

以下の場合返金の対象外とする：

- 1) 契約に規定された支払期日以内に中介サービス料を支払わなかった場合；
 - 2) 採用後の採用条件（報酬、職位または勤務地等）が、甲が乙に通知した職位説明または採用通知書と一致しない場合；
 - 3) 推薦者が退職後 10 日以内に甲が乙に通知しなかった場合；
 - 4) 甲が人材を採用する際、中国または日本の現地関連労働法規に従わなかった場合；
2. 保証期間の開始日は乙が推薦した候補者が甲に雇用された初日とする。入社日から退職日までの期間に応じて、乙は甲に対して人材紹介手数料を以下に定める割合で返還する。なお、人材紹介手数料が未支払いの場合には、甲は以下に定める割合で算出した金額を減じた人材紹介手数料を乙に支払う。
- 1) 退職日が入社後 1 ヶ月以内の場合
人材紹介手数料の 80%
 - 2) 退職日が入社後 1 ヶ月を超えて 2 ヶ月以内の場合
人材紹介手数料の 50%
 - 3) 退職日が入社後 2 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内の場合
人材紹介手数料の 30%
3. 前項に基づく人材紹介手数料の返還は、候補者が退職した月の翌月末日までに甲の別途指定する金融機関口座に振り込む方法により行うものとし、当該支払日が金融機関の休日の場合には、休日の前営業日に支払う。なお、支払に係る振込手数料等は乙の負担とする。

第 5 条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に再委託してはならない。

2. 前項に基づき甲の承諾を得て第三者に本業務を再委託した場合であっても、乙は本契約の義務を免れるものではなく、当該第三者を監督する義務を負い、当該第三者の行為に関して連帯して責任を負うものとする。

第6条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他の秘密情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。
2. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の履行目的（以下「開示目的」という）のためにのみ利用すること、及び自らの社内において開示目的に必要な役員又は従業員に対してのみ、本条の秘密保持義務の内容を遵守させることを条件として、秘密情報を開示することができるものとする。

第7条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方当事者が本契約の条項の一にでも違反した場合には相当期間を定めて違反の是正を催告し、当該期間中にかかる違反が是正されない場合には、本契約及び甲乙間で締結している全ての契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方当事者が次の各号の一にでも該当する場合には、何等催告なくして本契約及び甲乙間で締結している全ての契約を直ちに解除することができる。
 - 1) 自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
 - 2) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 3) 差押、仮差押、仮処分、競売その他公権力の処分を受け若しくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立のあったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - 4) 上記各号の他、財産状態・会社経営の状態が悪化又はそのおそれがあると客観的・明白に認められる事情が発生したとき

- 5) 監督官庁から営業停止、許可取消等の指示を受けたとき
 - 6) 合併によらない解散の決議をしたとき
 - 7) その他、社会的信用を喪失し、又は喪失することが明らかなとき
3. 本条による解除は、解除事由の有責当事者に対しての損害賠償請求（弁護士費用を含む）を妨げない。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が、第1項の規定に基づく表明・確約に違反し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に本契約を解除し、これにより損害が生じた場合には当該損害の賠償（弁護士費用を含む）を請求することができるものとする。

第9条（損害賠償）

甲又は乙が、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、故意又は過失のある場合に限り、その損害（合理的範囲内の弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。

第10条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約を締結日より1年間とする。但し、期間満了日の1ヶ月前までにいずれの当事者からも書面による異議の通知がなされない場合には更に1年間同一条件にて自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約第2条、第3条、第6条、第7条第3項、第8条第3項、第9条、本項、第11条及び第12条は、本契約終了後も該当事項がある限りなお有効に存続する。

第11条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、本契約上の権利義務の全部又は一部を、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡できない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（書面に代わる措置）

本契約において通知、合意又は承諾等の方法を「書面」と定めている場合には、当該「書面」には、甲乙双方が合意した方法による電磁的記録を含めるものとする。

第 14 条（協議事項）

甲乙双方は、信義誠実の原則に従って本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項について意見を異にしたような場合には、両者誠意をもってその解決にあたるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書を 2 通作成し、甲乙が署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。また、電子サインにより本契約を締結する場合は、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれが電子サインを行った上で、当該電子サインがなされた本電子契約書ファイルを原本とし、各々で保有する。

年 月 日

甲：

乙：神奈川県横浜市中区麦田町 2-61
タウンコート山手第二 101 号室
一心株式会社
代表取締役 朱 晶慧